

工事の競争参加を申請する都度に提出していた「災害時における緊急復旧等の実績」の評価に関する資料作成等の負担軽減を行います。

【現状】

- ・下表に示す評価基準に合致する配点を、総合評価の評価点として加算している。

災害時における緊急復旧等の実績評価

● 企業評価

災害支援に係る表彰等

(R2.1.30現在の評価項目等)

平成28年度以降の表彰(表彰は災害支援に限る)又は災害時における緊急復旧等の実績	災害時における緊急復旧等の実績	四国地方整備局の指示、要請により実施した緊急復旧等の実績	5.0
		四国四県の指示、要請により実施した緊急復旧等の実績	3.0
		四国内の市町村の指示、要請により実施した緊急復旧等の実績	1.0

※災害時における緊急復旧等の実績がある場合は、国・県・市町村からの指示書(票)、契約書等の契約が確認出来る資料の写し(いずれか1件)及び災害内容・現地作業内容・被災原因が確認出来る資料(報告書、契約図書等)を提出すること。



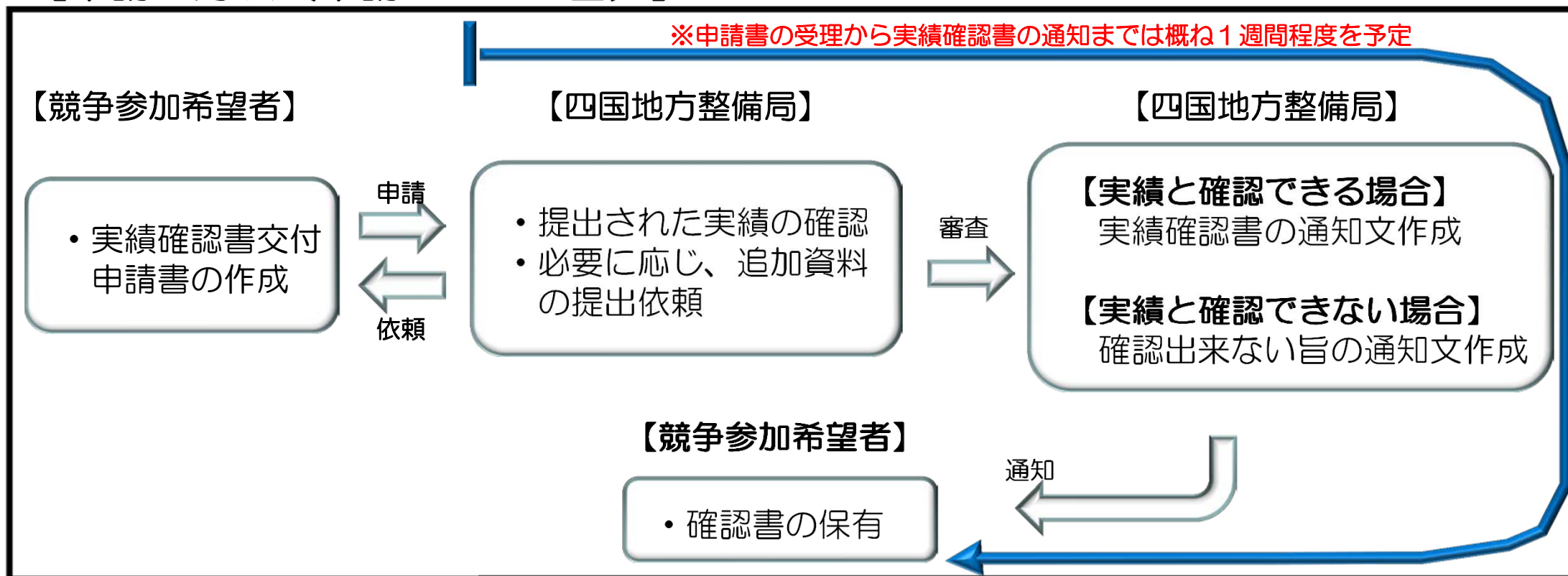
評価基準に示されている実績を証明するため、競争参加資格確認申請を提出する工事案件毎に、実績が確認できる資料を作成し提出している。

【事務手続きの負担軽減】

「災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領（四国地方整備局 企画部 技術 管理課制定 平成28年1月20日）」に基づいて、必要な資料を提出して頂き、その資料により「災害時の緊急復旧等の実績」であると確認したものに対して、確認書を交付します。

これにより、競争参加資格申請書を提出する工事案件毎に作成・提出していた各種資料に代えて、確認書のみを提出して頂ければ良いこととなります。

【申請の方法（申請のフロー図）】



【申請書類】

申請にあたっては、必要な関係書類を四国地方整備局 企画部 技術管理課に提出してください。なお、実績の確認をするために、提出して頂いた資料に不足や不明な点がある場合は、**資料の追加をお願いする場合があります。**

(資料不足等による資料の不備で、実績確認書が交付されないことはありません)

● 交付申請書類の概要

- 交付申請書（様式1及び様式2）
 - 契約行為がわかる指示書（票）、契約書等または「指示もしくは要請」が確認できる資料の写し
 - 作業内容の分かる資料（報告書、契約図面、作業状況写真等）
 - 現地作業着手までに余裕期間を許されない緊急性が確認できる資料（作業工程表等）
 - 災害による被害の具体的な内容が確認できる資料（規模等分かる図面や写真）
- ……等

※詳細は「災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領（四国地方整備局 企画部 技術管理課制定 平成28年1月20日）」を四国地方整備局のホームページに掲載しますので、参照ください。

【ホームページのアドレス】

<http://www.skr.mlit.go.jp/etc/hinkaku/index.htm>

【交付する実績確認書の例】

●実績と確認できる場合

国四整技管第●●号
令和●●年●●月●●日

●●県 住所
株式会社●●建設
代表取締役 殿

四国地方整備局
企画部 技術管理課長

災害時における緊急復旧等の実績確認書

令和●●年●●月●●日に、貴社より申請のあった、下記の工事または作業が、四国地方整備局 企画部 技術管理課 制定 災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領（平成28年1月20日）に示される「災害時における緊急復旧等」であることを確認したので本書を交付する。なお、本書の有効期限は、令和●●年3月31日までとする。

記

工事または作業

内 容	●●作業
開始日	令和●●年●●月●●日
発注者	国土交通省 四国地方整備局 ●●事務所
工事名	令和●●年度 ●●工事

【実績確認書の有効期限】
四国地方整備局 企画部 技術管理課 制定 災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領第11条（実績確認書の有効期限）
「災害時における緊急復旧等」の応急復旧工事または作業の開始日の年度から、その年度を含み4年度間を有効期限とする。

●実績と確認できない場合

国四整技管第●●号
令和●●年●●月●●日

●●県 住所
株式会社●●建設
代表取締役 殿

四国地方整備局
企画部 技術管理課長

災害時における緊急復旧等に関する通知

令和●●年●●月●●日に、貴社より申請のあった、下記の工事または作業は、四国地方整備局 企画部 技術管理課 制定 災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領（平成28年1月20日）に示す「災害時における緊急復旧等」と確認できないことを通知する。

記

工事または作業

内 容	
開始日	令和 年 月 日
発注者	
工事名	

実績と確認できない理由

- 四国地方整備局 企画部 技術管理課 制定 災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領第○条第○項に該当しない。